



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 戸田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 今井 雅則
(コード：1860、東証第一部)
問合せ先 常務執行役員総務部長 大友 敏弘
(TEL. 03-3535-1357)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 9 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 27 条（取締役の責任免除）および第 35 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、第 27 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更定款案
第 1 条～第 26 条 (省略) (新設)	第 1 条～第 26 条 (現行どおり) <u>第 27 条【取締役の責任免除】</u> 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>
第 27 条～第 33 条 (省略) (新設)	第 28 条～第 34 条 (現行どおり) <u>第 35 条【監査役の責任免除】</u> 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>
第 34 条～第 36 条 (省略)	第 36 条～第 38 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日 同上 (株主総会開催日)

以 上